

# 平成19年第12回教育委員会記録

平成19年7月11日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成19年7月11日(水) 午後2時00分～午後2時42分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 大藏 雄之助  
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ  
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当長 小澄 龍太郎  
庶務課長 井口 順司 教育委員会事務局副参事 加藤 和貴  
教育人事企画課長 種村 明頼 教育改革推進課長 中村 一郎  
社会教育課長 森田 師郎 郷土博物館長 菱山 栄二  
済美教育一長 根本 信司 済美教育一統括指導主事 坂田 篤  
中央図書館長 和田 義広 中央図書館次長 木浪 りり子  
事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一  
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 3名

### 会議に付した事件

#### (議案)

議案第111号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

議案第112号 杉並区教育委員会区民等の意見提出手続に関する規則の一部を改正する規則

議案第113号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程

**(報告事項)**

- (1) 副校長二人制の実施について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (4) 平成19年度杉並区立小・中学校教育課程の分析
- (5) 改修工事に伴う高円寺図書館休館及び臨時窓口の設置について

## 目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 議案審議

議案第111号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正  
する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第112号 杉並区教育委員会区民等の意見提出手続に関する規  
則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

議案第113号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規  
程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

### 報告事項

(1) 副校長二人制の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

(2) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・・・ 9

(4) 平成19年度杉並区立小・中学校教育課程の分析・・・・・・・・・・ 9

(5) 改修工事に伴う高円寺図書館休館及び臨時窓口の設置について・・・・ 12

**委員長** 定刻になりましたので、ただいまから第12回の教育委員会定例会を開催いたします。

お忙しいところ、どうぞよろしく申し上げます。本日の議事録の署名委員は安本委員にお願いいたします。

議事日程はご案内しましたとおり、議案が3件、報告が5件となっております。

それでは、議案の審議に入ります。日程第1、議案第111号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程し審議いたします。本議案の審議にあたりましては日程第2、報告事項の(1)「副校長二人制の実施について」が関連する報告ですので、あわせて庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは私から、議案第111号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、また、あわせて報告事項の(1)「副校長二人制の実施について」ご説明をいたします。

今般の区立学校の管理運営に関する規則の一部改正につきましては、報告資料にあります副校長二人制を実施するために改正するものであります。はじめに報告資料の中からご説明したほうがわかりやすいかと思っておりますので、報告資料をご覧いただきたいと思っております。今般の副校長二人制の実施目的は、報告資料にも書いておりますように、より充実した教育活動を進めるために、記載の4点をねらいとして、現在の副校長に加え、区費職員による二人目の副校長を配置するというものでございます。また、新たに設置する副校長の職務範囲につきましては、2の記載にありますように、現在の副校長は生活指導・教科指導などの教務指導業務、それから新しい二人目の副校長は学校支援本部の運営や経営企画・教育事務などのこれに属さない業務という役割分担を基本として、当該校の学校長が学校事情に応じて職務範囲を定めるということにしております。学校の中でも副校長の職務がさまざまな面で特に多忙であることから、この体制強化を図ろうとするものでございます。

報告資料の裏面の方に、これまでの学校組織と副校長二人制、地域運営学校など地域参画型の学校組織を例示しておりますが、これまで学校長、副校長のもとにいわゆるなべぶた型に、副校長の下が横一列になっている組織から、教務指導系と経営企画系に大きく分けたいわゆるピラミッド型の組織として、組織を機動的に動かしていこうとするものであります。この副校長制につきましては、現在の副校長も正式には教頭という職にあるものを副校長と呼称するものとしておるところでございますが、新たに置く副校長も、正式には副参事という区の職層でいう課長級の職にあるものを副校長と称するものとして配置するものでございます。

それでは、議案の新旧対照表の方をご覧いただきたいと思っております。はじめに上の方の新規則の第6条の3をご覧いただきたいと思っておりますが、ただいま申し上げたとおり、第1項に小中学校に

副参事を置くことができるものと定めるものでございます。また第2項では、副参事は、校長の命を受け第10条の2から第10条の4までに規定する職員を指揮監督するとしております。この第10条の2から第10条の4は教員以外の学校職員として事務職員などをどのように置くかということを決めております。この第2項によりまして副参事が教員以外の職員を指揮監督するものとするものでございます。また第6条の4は、先ほども申し上げたように教頭と同様に副参事も副校長と称することを定めるものでございます。

次に、第21条の4と第33条は、それぞれ特別支援学校、幼稚園への準用規定でありまして、新たに第6条の3を加えたことに伴い、条文がずれましたので、これをあわせて改正するものであります。最後に改正の施行日ですが、附則に記載のとおり平成19年8月1日としております。

続きまして、改めまして「副校長二人制の実施について」の資料に戻ってご説明をいたしたいと思っております。ただいま申し上げました区立学校の管理運営に関する規則の一部改正を踏まえまして、3の「実施校」に記載のとおり、副校長二人制の実施目的に照らして、平成19年度は井草中学校、和田中学校の2校に配置することとしております。また実施時期ですが、規則改正とあわせ平成19年8月1日としております。議案と報告事項とあわせて説明いたしましたが、議案のとおりに決定していただけたならば、それに続く取り組みとして報告事項の内容を進めるということで、ご理解をいただきたいと存じます。説明は以上でございます。議案の朗読は省略いたします。以上でございます。

**委員長** では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いします。

**宮坂委員** ちょっとよろしいですか。副校長はとりあえず井草中学校と和田中学校ですか、ですが、将来は小学校含めて全校、副校長二人にするのか、あるいは副校長を置く置かないはそれぞれの学校長の権限、考え方に従うというのか、基本的にはどういうふうな考えですか。

**庶務課長** 今後のことについては、2校に配置する結果なり検証などを踏まえて考えていくことになるかと思っておりますけれども、今現在考えている中では、例えば、中学校に中学校数あたり1名ずつ配置して、そして、その学区域を同じくする小学校の内容までもその副校長が管理するすとか、さまざまな用途が考えられるかと思っております。これらについて今後の配置状況を踏まえて、より具体化をしてまいればというふうに考えております。

**宮坂委員** 必要かどうかは学校長の考え方に従うというふうに解釈してよろしいんですか。

**庶務課長** 学校長の判断というよりは、これは区教育委員会の政策としてこういう取り組みを進めていこうとするものでございます。

**委員長** ほかにございましたらお願いします。

当然、費用負担は区ですね。

**庶務課長** そうです。

**委員長** その辺が大きく変わってくるわけですね。ほかにございますか。

**宮坂委員** ここで聞くようなことではないかもしれないんですが、教員免許証との絡みというのはどういうものなんですか。教員は一定の免許証というのが必要なのか必要でないのか、副校長、校長先生を含めてなんですけれども。民間人等の場合。

**庶務課長** 教頭、そういう教員系のラインの部分につきましては免許が必要でございます。今回の副校長については先ほど申し上げたとおり副参事ということでの配置でございます。ですから、いわゆる行政系の職員でございますので、そちらは免許は必要ございません。

**委員長** ほかによろしいですか。

(「なし」の声)

**委員長** では、議案第111号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第111号は原案どおり可決いたします。

また、報告事項の(1)についてあわせて聴取したことにいたします。ありがとうございました。

次に、日程第2、議案第112号「杉並区教育委員会区民等の意見提出手続に関する規則の一部を改正する規則」を上程し審議いたします。では、庶務課長ご説明をお願いします。

**庶務課長** それでは、議案第112号「杉並区教育委員会区民等の意見提出手続に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明をいたします。この規則は、杉並区自治基本条例第28条に規定する区民等の意見提出手続のうち、教育委員会に関する意見提出手続を定める規則でございます。新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、今般の改正は、規則の第2条第2号の担当課の定義において教育委員会事務局の室を削り、新たに科学館と郷土博物館を加えるものでございます。

この改正は、今年4月の組織改正で指導室が廃止されたこと、この7月に郷土博物館に常勤の館長が配置されたことなどから改正するものでございます。この規則では、教育委員会が区民等の意見提出手続に付すべき政策案を公表した場合に、区政資料室や各区立図書館などのほか当該政策案を担当する担当課においても、政策案を閲覧に供したり、政策案の中に担当課名を付することとしております。こうしたいわゆる課としての取り組みの事項につきましては、これまで郷土博物館は社会教育スポーツ課で、科学館は庶務課で対応することとしておりましたが、これを郷土博物館あるいは科学館でも行うこととするものであります。

最後に、施行日ですが平成19年7月13日としております。議案の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

**委員長** では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いします。

何かございますか。事務的なことですのであまり複雑じゃないんですけども。

(「なし」の声)

**委員長** では、お諮りいたします。議案第112号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第112号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして日程第3、議案第113号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」を上程し審議いたします。庶務課長からご説明をお願いします。

**庶務課長** それでは、議案第113号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」につきましてご説明をいたします。この規程は、教育委員会の所掌に係る事務の決裁区分に関して、必要な事項を定めることにより職務権限及び責任の範囲を明らかにするとともに、事務の適正かつ能率的な運営を図るために定めているものであります。新旧対照表をご覧いただきながらご説明をしたいと思います。

今般の改正は大きく分けて2点ございます。第1点は、委員会内に共通する事務の決裁区分を明らかにするために、規程の第2条第2項に基づき定めている別表第1、これのうち旧規程、下の欄の規程の11の「物件の買入れ又は貸付け及び借入れに関すること。」というものを、上の新規程にありますように、1つは11として「物件の買入れ及び貸付けに関すること。」。それから、おめくりいただいて3ページ目でございますけれども、11の2といたしまして「物件の借入れに関すること。」という2つに分けて、そのうち2、3ページの上の方にあります11の2の「物件の借入れに関すること。」につきまして、教育長、事務局次長等それから課長等の決裁範囲を拡大するというものであります。

これにつきましては、物件の借入れ等において近年リース物品を多用することによりまして、高額の賃貸借契約の契約件数が増加しているというのがございます。そういう中で、より下位の職にある者に決裁範囲を拡大して事務の効率化を図ろうとするものでございます。なお、区長部局においては、既に同様の改正手続を終えておりますので、この規程の改正は区長部局との整合を図るために行うものでございます。

続いて、2点目は同じく別表第1の備考でございます。3ページの一番最後のほうになります。備考のうち、2に記述する郷土博物館の取り扱いについて、常勤の館長が配置されたことからその他の課と同様の取り扱いにするためにこの内容を削除するものでございます。

最後に、施行日ですが平成19年7月13日としております。議案の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

**委員長** はい、わかりました。では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

**大藏委員** 別表の、旧の方には、一千万円になっているのを全部千万円に直したのはどうしてですか。

**庶務課長** これは、いわゆる法令用語という中で、その時々でこの間変わっている経過がございます。それを今の実態に合わせた文言に直させていただいている趣旨でございます。

**委員長** ほかにございますか。これも区長部局との整合性ということが趣旨のようでございます。何かございますか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

**委員長** では、お諮りします。議案第113号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第113号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

次に、日程第4、報告事項の聴取に入ります。(1)につきましては先ほどご報告を既に受けておりますので、(2)「学校運営協議会委員の任命について」の説明を教育改革推進課長からお願いいたします。

**教育改革推進課長** それでは、私の方から「学校運営協議会委員の任命について」ご報告を申し上げます。学校運営協議会につきましては、19年度までに小学校2校、中学校4校で設置されており、去る3月24日の教育委員会にて各校の委員について当時の庶務課よりご報告を申し上げます。

このたび、和田中学校において新たに2名の協議会委員推薦書を受けましたので、「杉並区学校運営協議会規則」第3条に基づきこの2名を任命し、本日教育委員会にご報告するものでございます。任期については、記載のとおり平成19年7月10日から平成21年3月31日まででございます。大変簡単でございますが、私からは以上です。

**委員長** では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

**宮坂委員** 学校運営協議会委員というのは、1校について何人いるんですか。

**教育改革推進課長** おおむね11名から12名でございます。和田中学校の場合は当初7名でしたが、2名追加で9名という形になります。

**宮坂委員** これは、特に何名というのは、条例などで決められてはいないんですね。

**教育改革推進課長** 先ほど申し上げました「杉並区学校運営協議会規則」の中で、委員について

規定をしてございます。

**委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声)

**委員長** では、ないようですのでお聞きしたことといたします。ありがとうございました。

次に、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」。社会教育スポーツ課長、よろしくお願ひします。

**社会教育スポーツ課長** 私の方からは、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」についてご紹介させていただきます。横の資料になっておりますが、ご覧ください。

先月、6月分でございますが合計80件ございました。新規が2件ございます。それ以外は定例のものでございました。1件は社会教育スポーツ課のほうの「第2回杉並区ミニバスケットボール交流大会」でございました。1ページ目の一番上に記載しているものでございます。それから、恐れ入りますが5ページをご覧ください。5ページの一番上、「第25回全国中学校学年学級経営研究大会東京大会」、阿佐ヶ谷中学校で行うものでございますが、この2点が新規として承認しているものでございます。私の方から以上でございます。

**委員長** では、ただいまのご説明にご質問等ございましたらお願ひします。

例年のものが出そろってきたという感じでした、あまり目新しいものはないということですね。よろしいですか。

(「なし」の声)

**委員長** どうもありがとうございました。

では、続きまして「平成19年度杉並区立小・中学校教育課程の分析」についてのご説明を済美教育センター統括指導主事からお願ひいたします。

**済美教育センター統括指導主事** それでは、私から「平成19年度杉並区立小・中学校教育課程の分析」について、ご報告を申し上げたいというふうに思います。昨年度までは都教委の調査の観点から分析結果をご報告申し上げておりましたが、データが多くて非常にわかりにくいというご指摘を受けまして、都教委の調査結果を活用して、本区の課題に対応させて分析をさせていただいたものをご報告申し上げたいというふうに思います。

まず、「授業日数等にかかわること」ということで、各校におきましては学校における意図的・計画的な教育活動の時間を増加することによって、子どもたちの学力・体力・健全育成等全人的な力を伸ばそうとする教育課程が編成されている学校がございます。具体的に申しますと授業日数におきましては、中学校においては学期や長期休業日の弾力化等の措置によって18校、これは3年生の場合でございますが、授業日数を標準より多く設定しております。最大増加日数は、

小学校、これは6年生の場合で3日間、中学校は3年生の場合で10日間という形でございます。

授業時数でございます。こちらは授業日数の増加や一日の授業時間数の増加、コマ数の増加でございます。帯時間、これはモジュールというふうに呼んでありますが、こちらの設定等によって小中学校とも標準時数を上回るように計画している学校が多うございました。最大時数は小学校、これは6年生の場合でございますが、1,030時間。これは85時間増でございます。中学校1年生の場合ですが、1,075時間。こちらは95時間増という形で編成をしている学校がございました。

また、特色ある取り組みとしましては、標準では1単位時間を中学校で50分であるところを45分にして、帯時間と7校時週2回の設定によって1,066時間、これは86時間増でございますが、時数を確保している中学校がございました。

2点目の「学力向上にかかわること」をご報告申し上げます。まず、各教科の指導におきましては、基礎学力の定着を図る教育課程上の編成の工夫が多く見られました。小学校では30校、中学校では17校において、始業前、これは授業の前でございますが、漢字や計算、読書などの基礎学力の定着を目的とするモジュール的な学習を行っている学校がございます。

また、教科担任制でございますが、小学校高学年において、教員の得意分野を生かしたり、専門性を生かしたりした一部教科担任制を行っている学校は、小学校は11校ございました。実際に行っている教科は、社会と理科が多うございました。

3点目、長期休業日の補習という取り組みで学力向上を図っている学校が、小学校は25校、中学校は19校ございました。

「学力向上にかかわること」の特徴的な面での2点目でございますが、連携・一貫教育ということが挙げられます。幼小中連携教育や小中一貫教育などによって、学力調査などの分析に基づいて、一貫して共通の課題に取り組んでいるという学校がございます。

3点目、読書活動でございます。済美教育センターが実施しております学力調査の分析を行いますと、国語力がすべての学力の根幹を成すという傾向が出ております。それに基づきまして、読書活動を国語の授業時間以外で行っている学校、これが小学校は43校、中学校は22校というふうになっております。

「その他の特色ある取り組み」としましては、私ども済美教育センターの国語力向上プロジェクト推進校、これはプロジェクトを組んで国語の力を伸ばしていこうというものでございますが、こちらでは作文指導を通して「書く力」の育成を図っております。また、演劇教育を核とするコミュニケーション力の育成に取り組んでいる学校もございました。ほかに、総合的な学習の時間に、「地球科」これは環境教育と国際理解教育等を混合したものでございます。また、「学び

科」などを設定し、独自のプログラムで思考力、判断力、課題に対応する実践力をはぐくんではいる学校がごございます。

3点目でごございます。「体力向上にかかわること」につきましては、小学校では体育科の授業だけではなくて、休み時間の活用や体力向上のための特設時間の設定などによって、日本一周マラソンや縄跳び大会など、継続的な体力向上の取り組みを実施している学校がごございます。また、小中学校とも多くの学校で食育を推進することによって、健康教育と体力向上とを関連付けた指導を行っておりました。

最後に、「生活指導にかかわること」をご報告申し上げます。昨今のいじめ問題等の対応のために、すべての学校でいじめ、不登校に関する教育課程の記述がございました。その中でも、人間関係を構築する「ピア・サポート」。これは、子ども同士が困っている仲間を支援する技法を学ぶプログラムでございます。「ライフスキル学習」、「福祉施設等への訪問」を行ったり、独自の道徳教材を開発し、それを活用している学校等がございました。以上、私からご報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**委員長** では、ご質問等ございましたらお願いします。

**大藏委員** 「学力向上にかかわること」という柱のところの4、「その他の特色ある取り組み」のところに「学び科」というのがあって、何でも学ぶんだと思うんですけども、「学び科」というのは何をやるのでしょうか。

**済美教育センター統括指導主事** こちらのほうは、通称「学び科」というふうに言っております。小中一貫教育の和泉小学校、新泉小学校の方で取り組んでいるプログラムでございます。これは、21世紀を生き抜くために必要な力、例えば、コミュニケーション力であったり、論理的な思考力であったり、また、総合的に見る力であったり、そのような教科学力とは違う学力を身につけさせていこうというプログラムでございます。

**委員長** ほかにございますか。この「学力向上にかかわること」というところに、始業前に学習を行っているという基礎学力の定着というのがありますけれども、これは授業時数に含めたんですか。

**済美教育センター統括指導主事** 授業時数に含んでいる学校と含まない学校がごございます。含まない学校につきましては、教育課程外の取り扱いでございますので、これはカウントはもちろんしておりません。含んでいる学校につきましては、年間指導計画に基づいて適正な形で行われるように、その15分の時間が取り扱われるように私どもの方で指導しております。

**委員長** 外で議論されているのを聞くと、授業時数を本当に1時間でも多くというようなことが、社会で言われていますよね。だから、統計上の問題だとしたら多い方がいいですよ。外向きに

言うのであれば。

**済美教育センター統括指導主事** 実際に授業で子どもたちの学力を伸ばしていくためには、やはり時数の確保と同時に指導力の向上というものが、授業の質的な向上というものが必要になってくるというふうに思っております。

**委員長** それから、あと授業時数のところで、85時間増とか95時間増とかいろいろ書いてありますけれども、これは質的には、何に充てられているというのですか。

**済美教育センター統括指導主事** こちらの多くは教科指導の方に充てられております。具体的に申しますと、国語、算数、理科、社会というような主要教科に充てられている学校、もしくは、これはそれほど多くはございませんけれども、総合的な学習の時間を膨らませているような学校もございます。

**委員長** まちまちだということですか。

**済美教育センター統括指導主事** はい。そうです。

**宮坂委員** この授業時数というのはなかなかおもしろいなと思うのですけれども、授業時間が長ければ長いほどいいというか、でれでれやっても仕方がないんですね。50分をわずかに5分間短くして、45分で中身の濃いものにしようという考え方、これは和田中学校で私聞いたのですが、その例かわかりませんが、もしその成果というものが、やはり上がっているようでしたら、総時間数を増やそうという今は傾向なんですけど、中身を濃いものにするためにする区切りを、なかなかおもしろいんじゃないかと思うんですね。これは区の方というか我々の方ではどういうふうに、やはり推奨するというか、なかなかおもしろいという考えを持っていらっしゃるんですか。

**済美教育センター統括指導主事** はい、学習指導要領上でも、1単位時間は弾力的に取り扱うことができるというふうになっておりますので、これは法的にも根拠のあるものでございます。本区に関しましては、やはり今、委員がご指摘のとおり実際に行われている学校の成果をしっかりと分析した上で、方向性を見出していきたいというふうに思っております。

**宮坂委員** これは、実施するかしないかは、それぞれの学校の校長の考え方に任せるという考え方ですね。

**済美教育センター統括指導主事** はい。教育課程の編成権は基本的に校長にございます。

**委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声)

**委員長** では、ありがとうございました。

では、最後に「改修工事に伴う高円寺図書館休館及び臨時窓口の設置について」のご説明を中央図書館次長からお願いいたします。

**中央図書館次長** それでは、私から「改修工事に伴う高円寺図書館休館及び臨時窓口の設置について」ご報告申し上げます。

エレベーター設置などの改修工事を行うことによりまして、高円寺図書館を休館いたします。休館期間は記書きのところをご覧ください。平成19年9月1日から平成20年2月29日まで、半年間ということでございます。その間、区民の方々の利便を図るために臨時窓口を設置いたします。設置窓口の場所としましてはセシオン杉並です。これは高円寺図書館から距離にして300メートルほどでございますので、お近くなのでご利用いただければということでの場所を考えてございます。

具体的な設置場所につきましては、添付の図面の方をご覧くださいと存じますが、セシオン杉並の1階の談話コーナーのところにあります図書資料コーナーの前あたりに設置する予定でございます。それで、裏面をご覧くださいと臨時窓口のレイアウト図がございます。パーテーションで区切りまして、お客様のプライバシーに配慮して作業を行っていくというふうに考えてございます。資料の最初に戻っていただきたいと存じますが、開設期間でございますが、9月5日から翌年の2月24日までを予定してございます。工事期間よりも短くなっておりますのは、実際に高円寺図書館で使っている利用者用端末機や業務用端末機を移設して使うということでございますので、その分工事等ございまして短くなっているという次第です。

開館時間については、現行図書館と同様でございます。休館日でございますが、セシオン杉並の休館日である毎月第2木曜と第2木曜の前日、第4木曜日。それから、図書館の休館日である第3木曜日と、9月22日と9月29日の高円寺地域区民センター運営協議会の企画事業でお休みをするということでございます。あとは年末年始になってございます。

主な業務でございますが、図書のリクエストの受付や図書の貸出、返却、利用者登録といった取り次ぎ業務を行いまして、実際の図書資料の設置はいたしません。

職員の方は、高円寺図書館の職員をローテーションで配置して行っていく予定でございます。私から以上でございます。

**委員長** では、ただいまのご説明にご質問等ございましたらお願いします。

**大蔵委員** 貸出業務をやるということは、高円寺図書館の本を全部セシオンのところに持つていくということなんでしょうか。

**中央図書館次長** 本は高円寺図書館にあるままで工事をいたします。実際の本を動かす、貸出の要望のあった本だけをセシオン杉並の方に運ぶという。

**大蔵委員** 時間がかかるわけですね、ちょっと。空いている時間がありますね。

**中央図書館次長** ご予約いただいて。

**大藏委員** 予約をして、全部。そうですか。

**中央図書館次長** はい、そういう形になります。現在の取り次ぎ業務のシステムと同じでございます。

**委員長** かなり大工事ですね。

**中央図書館次長** エレベーターの設置を行ったり、バリアフリー化を図っていくということを行ったり、給排水、昭和42年の建設でございますので大分老朽化しています。そちらのほうの手当て。それから、空調。利用の方々から、効き過ぎるところと効かないところがあるというようなご要望が出ておりますので、そういったものを替えていくということで、ちょっと期間がかかる工事になってございます。

**委員長** では、よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

**委員長** どうもありがとうございました。

以上で、報告事項の聴取を終わらせていただきます。予定されました日程すべて終了いたしました。

では、庶務課長ほかにございましたらお願いします。

**庶務課長** 次回の日程ですが、7月25日水曜日午後2時から定例会を予定しております。よろしくをお願いいたします。

**委員長** では、これもちまして本日の会議を閉じます。ありがとうございました。